

改正個人情報保護法と「個人情報取扱規程」の一部改正について

改正個人情報保護法の主な改正ポイント（改正概要）	個人情報保護法関係条文	本会規程改正箇所等
1. 個人情報保護委員会の新設 個人情報取扱事業者に対する監督権限を各分野の主務大臣から委員会に一元化。 2. 個人情報の定義の明確化 ① 利活用に資するグレーゾーン解消のため、個人情報の定義に身体的特徴等が対象となることを明確化。 ② 要配慮個人情報（本人の人種、信条、病歴など本人に対する不当な差別又は偏見が生じる可能性のある個人情報）の取得については、原則として本人同意を得ることを義務化。 3. 個人情報の有用性を確保（利活用）するための整備 匿名加工情報（特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工した情報）の利活用の規定を新設。 4. いわゆる名簿屋対策 ① 個人データの第三者提供に係る確認記録作成等を義務化。 （第三者から個人データの提供を受ける際、提供者の氏名、個人データの取得経緯を確認した上、その内容の記録を作成し、一定期間保存することを義務付け、第三者に個人データを提供した際も、提供年月日や提供先の氏名等の記録を作成・保存することを義務付ける。） ② 個人情報データベース等を不正な利益を図る目的で第三者に提供し、又は盗用する行為を「個人情報データベース提供罪」として処罰の対象とする。 5. その他 ① 取り扱う個人情報の数が 5000 以下である事業者を規制の対象外とする制度を廃止。 ② オプトアウト（※）規定を利用する個人情報取扱事業者は所要事項を委員会に届け出ることを義務化し、委員会はその内容を公表。 （※本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止する場合、本人の同意を得ることなく第三者に個人データを提供することができる。） ③ 外国にある第三者への個人データの提供の制限、個人情報保護法の国外適用、個人情報保護委員会による外国執行当局への情報提供に係る規定を新設 ④ 法施行日は平成 29 年 5 月 30 日の予定。	・法第 59 条～第 74 条において、内閣府外局である個人情報保護委員会の設置等が規定されている。 ・改正法第 2 条他 ・改正法第 2 条第 9～10 項及び法第 36 条―第 39 条（匿名加工情報取扱事業者等の義務）他 ・改正法第 23 条～26 条（第三者提供） ・改正法第 83 条 ・現行法の下で定められた【政令】において、個人情報取扱事業者から除外される者を規定していたが、改正法施行後は廃止。 ・法第 23 条～26 条（第三者提供） ・法第 25 条・75 条・78 条 ・改正法の下で定められた【政令】で決定。	・改正規程案第 31 条 ・改正規程案第 2 条で下記の用語を定義。 「個人情報」「個人識別符号」「要配慮個人情報」「個人情報データベース等」「個人情報取扱事業者」「個人データ」「保有個人データ」「本人」「従業者」「事務取扱責任者」「部門担当者」「事務取扱担当者」「管理区域」「取扱区域」「法」「政令」「規則」「ガイドライン」 ・法改正により、「匿名加工情報」の利活用の規定が新設されたが、これに係る規程については、今秋、「匿名加工情報等取扱規程」を制定する予定。 ・改正規程案第 16 条 ― ※不動産鑑定業者については、事例閲覧等で 5000 件以上の「個人情報データベース等」にアクセスが可能である等から、今回の法改正以前から、業務指針上、個人業者であっても個人情報取扱事業者として整理している。（関連：共同利用） ・改正規程案第 16 条第 2 項及び第 3 項 ・改正規程案第 17 条 ― ※ 上記以外の規程改正については、改正法の記載内容の変更に伴うもののほか、個人情報保護委員会が定める個人情報の保護に関する法律についてのガイドラインに沿って、必要な事項を加筆。

※今回の規程改正は「改正個人情報保護法」及び関連政令並びに内閣府外局の個人情報保護委員会作成の規則及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」を踏まえた改正となります。

【参考】

- ① 改正個人情報保護法 https://www.ppc.go.jp/files/pdf/290530_personal_law.pdf ※平成 29 年 5 月 30 日改正法施行時点
- ② 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編） <https://www.ppc.go.jp/files/pdf/guidelines01.pdf>